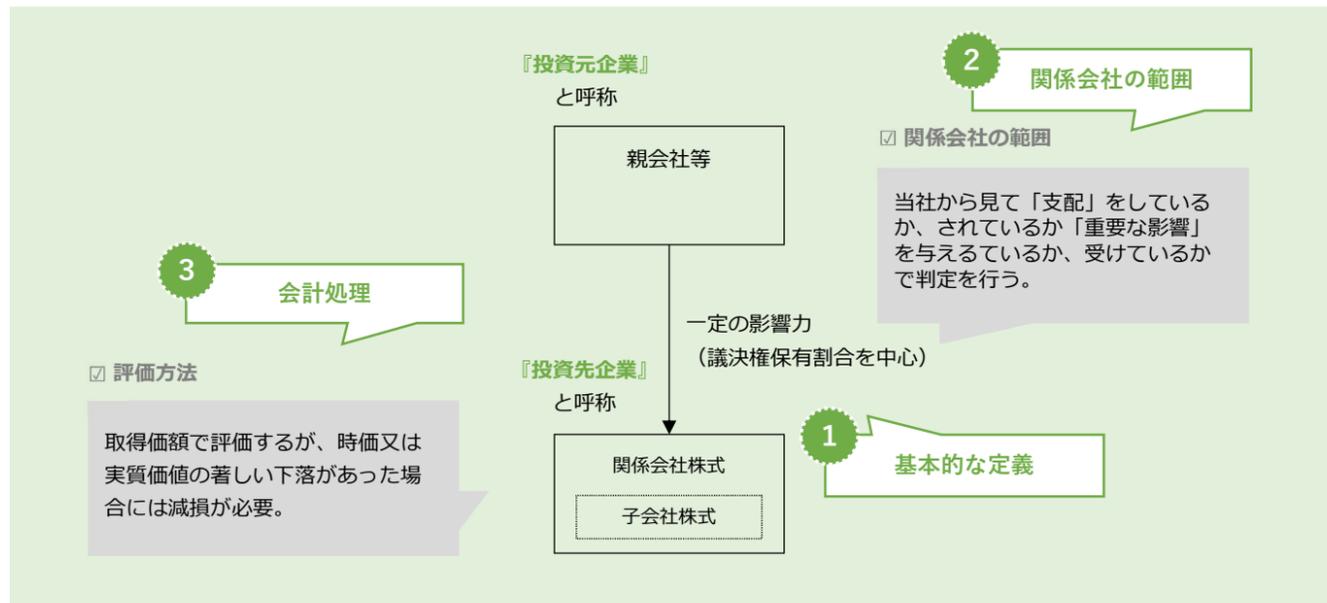


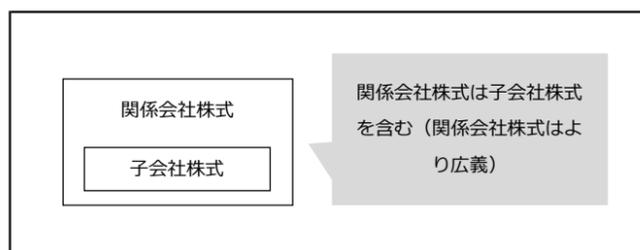
【全体概要図】



本稿の説明上、定義を混同しやすいため株式を保有している企業を「投資元企業」、株式の発行会社を「投資先企業」と呼称する。

1 子会社株式、関係会社株式とは

⇒ 関係会社株式とは、投資先企業が関係会社に該当する場合の資産勘定をいう。同じく子会社株式は投資先企業が子会社に該当する場合の資産勘定である。子会社よりも関係会社の方がより広い概念であり、関係会社は子会社を包含している。それぞれの基準上の定義は以下の通りである。



(1) 関係会社株式

⇒ 関係会社株式の具体的な範囲を理解するためには、「関係会社」の範囲を理解する必要がある。基準上明記されている関係会社は以下の通りである。但し、定義のみでの理解は非常に困難であるため、次項にて範囲を解説する。

- ・ 親会社
- ・ 子会社
- ・ 関連会社
- ・ 財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等 (その他の関係会社)

(2) 子会社株式

⇒ 「子会社」とは、投資元企業に意思決定機関を支配されている企業をいう。「子会社」と「親会社」は裏表の関係にある。意思決定機関を支配されているか否かは主に株式 (議決権) の所有割合で判定する。前述の通り、子会社株式は関係会社株式に含まれるものであるため、「関係会社株式」として処理するケースと、「子会社株式」として処理するケースがある。

2 関係会社の具体的な範囲

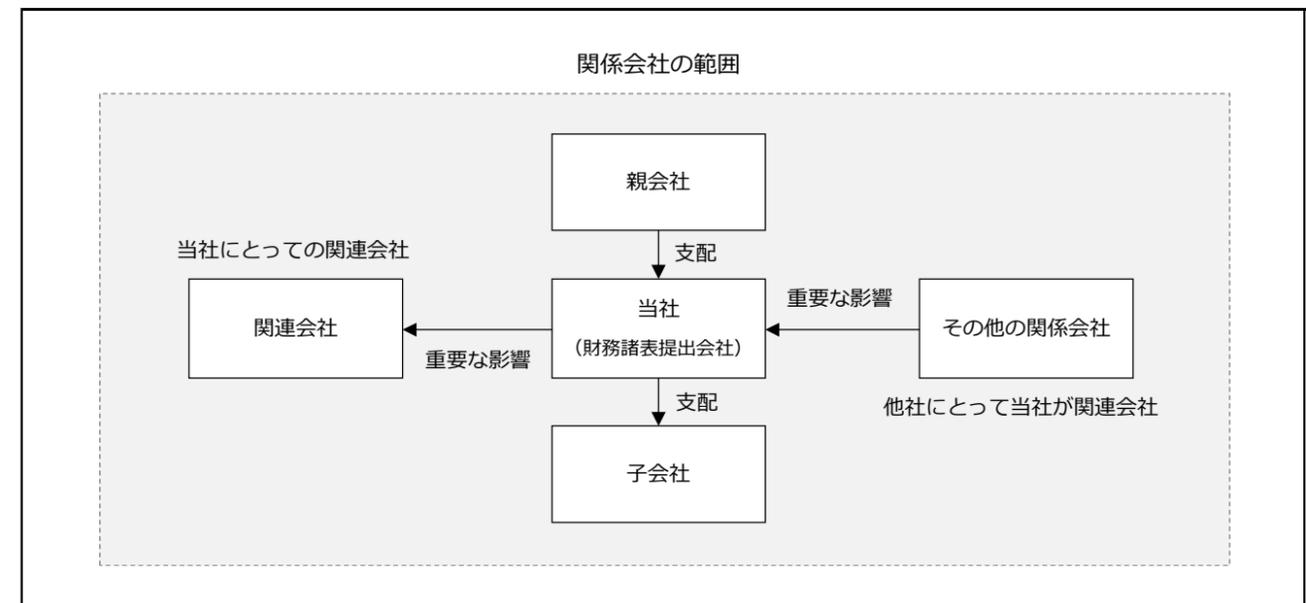
⇒ 「1. 子会社株式、関係会社株式とは」にて記載した定義をさらに整理すると、(1) 意思決定期間の支配 (親会社、子会社) の分類と、(2) 重要な影響 (関連会社及びその他の関係会社) の括りに分類することができる。関係会社の範囲を理解するためにはこの二つの方向性を理解することが必要である。財務諸表提出会社の視点で解説を行うため、財務諸表提出会社を「当社」と表現する。

(1) 意思決定機関の支配

- ① 子会社 : 当社が意思決定機関を支配している会社
- ② 親会社 : 当社が意思決定機関を支配している会社

(2) 重要な影響を与える

- ① 関連会社 : 当社が重要な影響を与えることが出来る会社
- ② その他の関係会社 : 当社に重要な影響を与えることが出来る会社



3 関係会社株式の会計処理 (評価)

⇒ 関係会社株式は原則として取得価額を貸借対照表価額とする。ただし、価値の著しい下落がある場合には減損処理を行う必要がある。他の投資有価証券同様、時価のある場合と時価のない場合によって評価方法が異なる。

(1) 時価のある場合

⇒ ①時価の著しい下落があり、且つ、②回復する見込みがない場合には減損処理を行う。

(2) 時価のない場合

⇒ 期末時点の実質価額が著しく下落している場合には減損処理を行う、実質価額は関係会社の財政状態で判定を行う。具体的には、関係会社の貸借対照表から、1株当たりの純資産額を計算し、これに投資元企業の持つ持株数を乗じて計算する。